

論点 4 関連

【論点】

4 転籍の在り方

- (1) 転籍の在り方（具体的方策（要件、時期、回数等））
- (2) 受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成コストへの対応方策
- (3) 人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み（事前把握方策等）
- (4) 転籍先を速やかに確保する方策（公私の機関（業所管省庁、ハローワーク等）の
関与の在り方を含む。）

資料目次

- ・実習先変更支援(実習継続困難時)の概要 P. 1
- ・監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の額 P. 2
- ・監理費に関する関係規定 P. 3
- ・監理費に関する運用要領(抜粋) P. 4
- ・技能実習生の受入れに際してのイニシャルコスト等のイメージ P. 5
- ・技能実習制度における実習先変更に係る関係者の連絡調整 P. 6
- ・外国人労働者と特定技能1号外国人の日本全国における分布状況 P. 7
- ・特定技能外国人の日本全国における分布状況① P. 8
- ・特定技能外国人の日本全国における分布状況② P. 9
- ・特定技能外国人の自己都合による離職状況 P. 10
- ・特定技能外国人の経営都合等による離職状況 P. 11
- ・特定技能1号外国人の転職状況 P. 12
- ・特定技能外国人の雇用契約期間、入職から離職までの期間 P. 13
- ・特定技能外国人の転職後の賃金の増減状況 P. 14

実習先変更支援（実習継続困難時）の概要

実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合

監理団体等

技能実習実施困難時届出

外国人技能実習機構

実習生が技能実習の継続を希望

<転籍に向けた取組>

- 他の実習実施者・監理団体等との連絡調整
 (監理団体が技能実習生の転籍を
 あっせん)

支援

<転籍に関する支援>

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）
 令和4年10月31日時点で監理団体2,583機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）
 技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供
 (注1)技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。
 (注2)監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合

(参考) 転籍は、やむを得ない事情（現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わない事情）がある場合に認められる。

- ・ 実習実施者の経営上・事業上の都合
- ・ 実習認定の取消し
- ・ 実習実施者における労使間の諸問題
- ・ 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題 等

技能実習生の転籍件数（推計値・暫定値）(※)

実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった
技能実習生の80%以上で転籍が成立

※ 監理団体等からの技能実習法第33条第1項等に基づく技能実習実施困難時届出のうち、監理団体や実習実施者都合によるもの（令和2年度の8,241件）と、技能実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関（実習実施者）の移籍に関する届出（令和2年度の約6,700件）を使用して推計したもの。

外国人技能実習機構における
 実習先変更個別支援受理件数

単位：件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援	20	36	54	49	39

(出典) 外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

1 監理費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理費（注1）について、初期費用、定期費用及び不定期費用（注2）の各平均値は下表のとおり。
(単位：円)

初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	定期費用(1号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(2号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

(注1) 監理団体が技能実習法令に規定する監理事業（実習生のあっせん及び実習監理）を行う上で、通常要する費用として実習実施者から徴収する経費（実費に限る。）であり、職業紹介費・講習費・監査指導費等が該当する。

(注2) 用語の説明

- 初期費用：監理団体が実習実施者から、外国人技能実習生1名を受け入れる際に最初に徴収する監理費
- 定期費用：監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費
- 不定期費用：監理団体が実習実施者から、費用の発生ごとに徴収する監理費

(参考) 上記集計結果を基に、外国人技能実習生1名を受け入れるに当たって、技能実習修了までに要する費用の各平均値を合計（初期費用+各号の定期費用の年額）すると、技能実習2号（3年間）までは約141万円、技能実習3号（5年間）までは約198万円であった。

2 監理費の内訳

監理団体が実習実施者から徴収した監理費の主な内訳は、以下のとおり。

- 初期費用：入国後講習に要する費用、募集・選抜に要する費用、入国後講習における手当
- 定期費用：監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用、帰国のための渡航費
- 不定期費用：一時帰国に係る渡航費、帰国のための渡航費、来日する際の初回の渡航費

3 監理費の種類別の平均値

(単位：円)

	初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	定期費用(1号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(2号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)
職業紹介費	88,350	8,467	8,011	6,479	2,259
監査指導費	802	14,554	13,742	11,522	272
講習費	159,579	614	228	37	4,079
その他諸経費	92,671	6,916	7,114	5,934	148,171

(出典) 外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」(令和4年1月24日公表)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

第28条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2 監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)

第37条 法第28条第2項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	<u>団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。)</u> の額を超えない額	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費(第一号団体監理型技能実習に限る。)	<u>監理団体を実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)</u> の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	<u>団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)</u> の額を超えない額	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	<u>その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)</u> の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」（令和5年4月 出入国在留管理庁・厚生労働省編）（257～258ページ抜粋）

○ 監理費の徴収時点について

監理費の徴収については、「求人申し込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点を規定したものです。（中略）予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から監理費として精算するという方法も可能です。この場合は、預託した金銭から監理費として精算した時点が、徴収時点となります。

○ 監理費の料金表の設定について

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。そのため、実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表（監理費表）を定め、実習実施者等から事前に預託させることは差し支えありません。

○ 監理費が実費であることについて

あらかじめ監理費を預託させた場合において、預託額が、監理費として精算（徴収）した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、それ以降に監理費として預託させる額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められ、返還せずに他の用途に費消する等した場合には、法第28条第1項で禁止されている手数料又は報酬を受けたものと見なされる場合があります。

○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて

監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの預託額を明確にしておく必要があります。

技能実習生の受入れに際してのイニシャルコスト等のイメージ

- 監理団体は、技能実習生の受入れに係る諸費用を監理費として実習実施者から徴収することができる(技能実習法第28条第2項)。
- 監理費のうち、
 - ・ 初期費用として徴収する主な費用は、入国前・入国後講習に要する費用・手当、技能実習生の募集・選抜に要する費用など。
 - ・ 定期費用として徴収する主な費用は、監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用など。
 - ・ 不定期費用として徴収する主な費用は、一時帰国・帰国に係る渡航費など。
- 送出機関は、一般的に職業紹介費等を、送出国の法令等に基づき、技能実習生から手数料として徴収するほか、監理団体からも「送出管理費」等として徴収しており、監理団体は、当該費用も監理費として徴収している。

<監理団体が実習実施者から徴収している費用の平均値>

(単位:円)

初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	定期費用(1号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(2号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

(出典)外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」(令和4年1月24日公表)

<国際労働移動における費用負担(イメージ)>

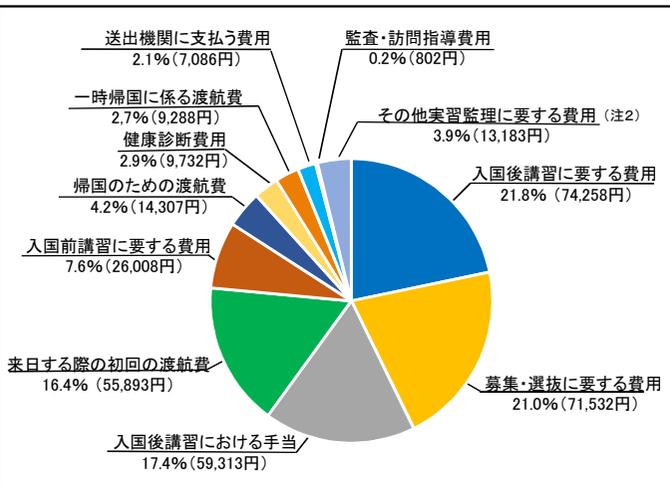


※1 「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」(外国人技能実習機構・令和4年1月24日公表)に基づき記載。

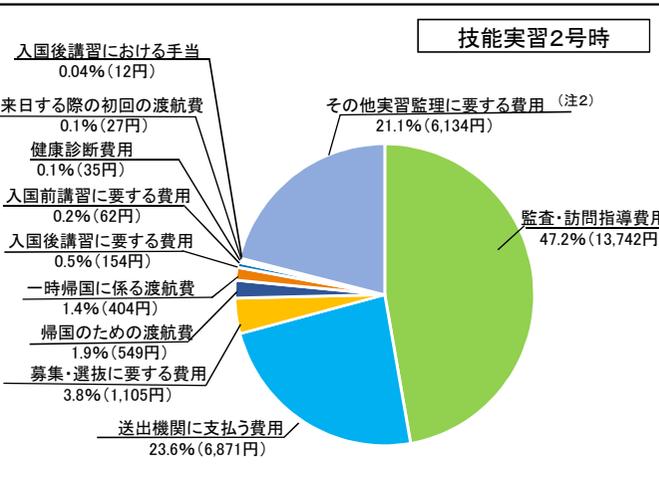
※2 「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」(出入国在留管理庁・令和4年7月26日公表)に基づき記載。

<監理費の内訳(注1)>

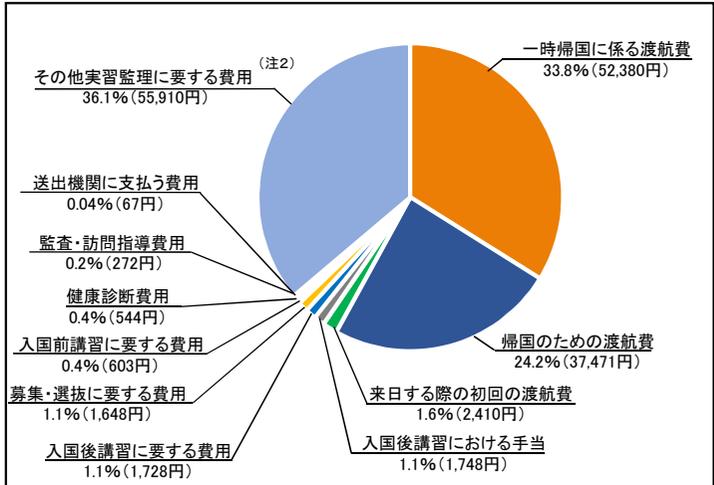
(初期費用として徴収した監理費の内訳)



(定期費用として徴収した監理費の内訳)



(不定期費用として徴収した監理費の内訳)



(注1) 括弧内の数値は、監理団体が実習実施者から徴収した監理費の内訳ごとの総額を1人当たりのものとして平均(総数/サンプル数(n))したものである。なお、割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、乗じた金額と表中の数値とは必ずしも一致しない。

(注2) その他実習監理に要する費用の内訳として回答があったもの主な例：技能検定料、技能実習計画認定等申請関係費用、監理事業の実施に要する費用、技能実習生の保険料、外部監査費用、新型コロナウイルス感染症対策関連費用等

(出典)外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」(令和4年1月24日公表)

技能実習制度における実習先変更に係る関係者の連絡調整

- 技能実習制度において、実習実施者及び監理団体は、技能実習生の実習先変更を行う際には、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整等を行わなければならない(技能実習法第51条第1項)。
- 全国中小企業団体中央会の調査では、監理団体が実習先変更を行った際の相談先機関は、①傘下の実習実施者(32.8%)、②機構の実習先変更支援サイト(13.1%)、③他の監理団体(12.3%)、④送出機関(10.4%)の順に多い。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)(抄)

(連絡調整等)

第51条 **実習実施者及び監理団体は、第19条第1項若しくは第33条第1項の規定による届出、第19条第2項の規定による通知又は第34条第1項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。**

2 (略)

○技能実習制度運用要領(令和5年4月 出入国在留管理庁・厚生労働省 編)(抄)

- 実習実施者等を変更する場合の調整について

実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少なくともいずれか1つを変更する場合にあつては、関係する当事者間で争いとなることがないように、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。

例えば、実習実施者及び監理団体が変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。

さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も含めた最大7者の同意を得ることが望まれます。

<継続困難により技能実習実習先を変更した際に相談した機関(複数回答)>

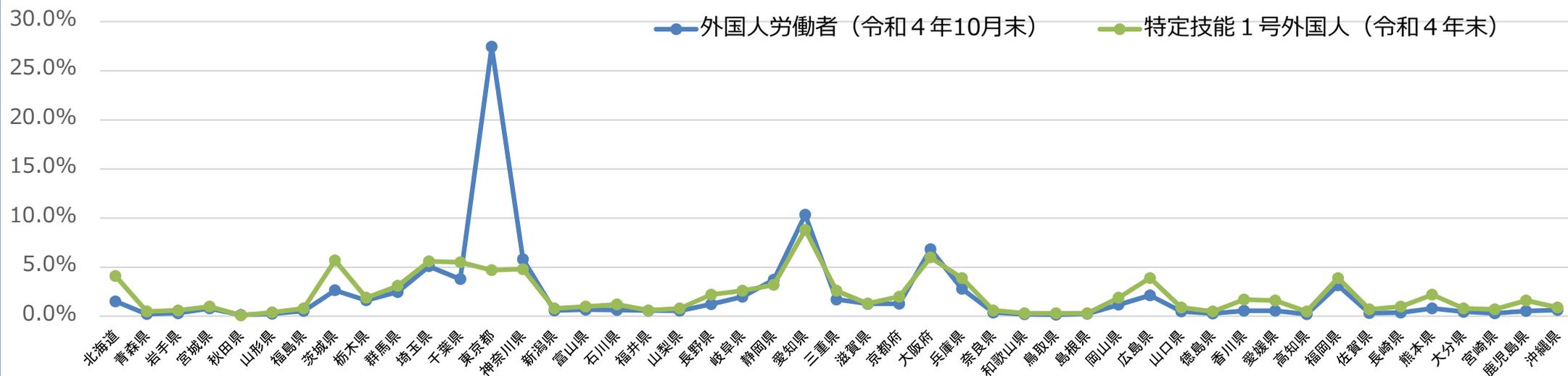
合 計	全 体		事業協同組合	
	数	割合	数	割合
実習先を変更した技能実習生はいない	638	39.7%	569	38.8%
外国人技能実習機構の実習先変更支援サイト	210	13.1%	200	13.6%
傘下の実習実施者に交渉	527	32.8%	497	33.9%
他監理団体の事務局に交渉	198	12.3%	186	12.7%
他監理団体の実習実施者に交渉	87	5.4%	84	5.7%
送り出し機関(国内代理店も含む)	168	10.4%	152	10.4%
民間の人材派遣会社	25	1.6%	25	1.7%
民間の職業紹介事業者	27	1.7%	26	1.8%
市などの行政機関	6	0.4%	6	0.4%
外国人保護団体(NPO法人等)	3	0.2%	3	0.2%
国内あっせん事業者	23	1.4%	22	1.5%
その他	69	4.3%	64	4.4%
無回答	217	13.5%	197	13.4%

(出典)全国中小企業団体中央会

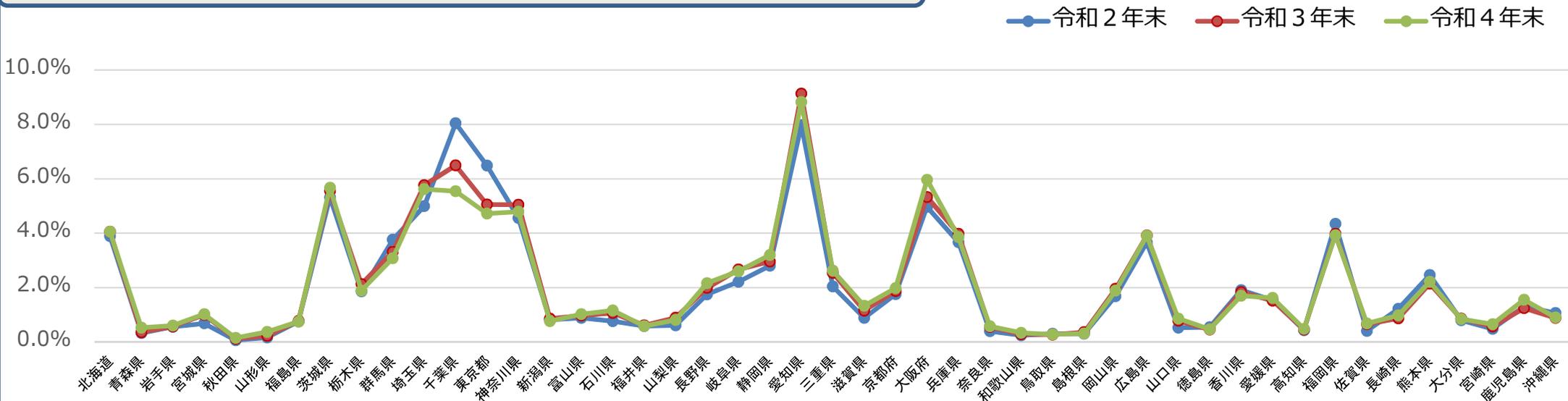
「令和3年度外国人技能実習生受入状況調査 集計結果報告書」(令和4年3月作成)

外国人労働者と特定技能1号外国人の日本全国における分布状況

(表1) 都道府県別の外国人労働者数(注1)及び特定技能1号在留外国人数(注2)の各構成比



(表2) 都道府県別の特定技能1号在留外国人数(注2)の構成比



(注1) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和4年10月末現在)」

(注2) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」「特定技能1号在留外国人数(令和4年12月末、速報値)」

特定技能外国人の日本全国における分布状況①

日本国内における日本人就業者と特定技能外国人の分布の比較

- 特定技能外国人の国内における分布状況は、日本人就業者（注1）と比べても大きな違いはない（表1）。
- 就業者（日本人と外国人を問わない。）に占める特定技能外国人（注2）の割合が全国平均より高い都道府県は全体の約45%である。それを大都市圏（注3）とそれ以外に分けると、大都市圏では約55%（11分の6）、それ以外では約45%（36分の15）である（表2）。

（注1）総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計（表1-1）

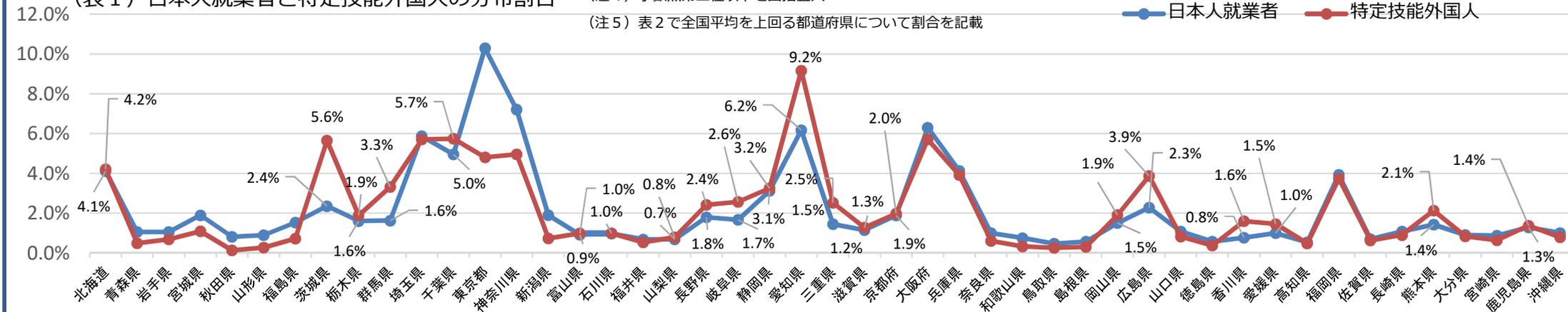
（注2）出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和4年6月末、速報値）」

（注3）総務省統計局においては、大都市圏を「広域的な都市区域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市（東京都特別区及び政令指定都市）及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成するもの。」と定義づけている。この点、特定技能外国人の大都市集中の要因としては、一般論としてより高い賃金を求めることと考えられることから、本資料における大都市圏とは「大都市の中心市が所属する都道府県のうち、当該都道府県の最低賃金額の水準が全国の都道府県の上位30%（14位）以内のもの（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県）」とする。

（表1）日本人就業者と特定技能外国人の分布割合

（注4）小数点第二位以下を四捨五入

（注5）表2で全国平均を上回る都道府県について割合を記載



（表2）都道府県（東京都特別区及び政令指定都市も含む。）別の就業者（日本人と外国人を問わない）に占める特定技能外国人の割合（単位：%）

全国平均	北海道★	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県★	千葉県★	東京都★	神奈川県★	新潟県	富山県
	0.157	0.072	0.100	0.088	0.026	0.045	0.072	0.362	0.178	0.305	0.147	0.175	0.071	0.104	0.059	0.164
0.152	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県★	愛知県★	三重県	滋賀県	京都府★	大阪府★	兵庫県★	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	0.155	0.119	0.173	0.205	0.231	0.156	0.222	0.261	0.168	0.160	0.137	0.144	0.093	0.067	0.087	0.081
	岡山県	広島県★	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
	0.193	0.257	0.116	0.100	0.316	0.212	0.137	0.145	0.139	0.128	0.228	0.141	0.113	0.163	0.119	

（注6）小数点第四位以下を四捨五入

・★付きは、大都市圏

・赤字は、全国平均(0.152)を上回るもの

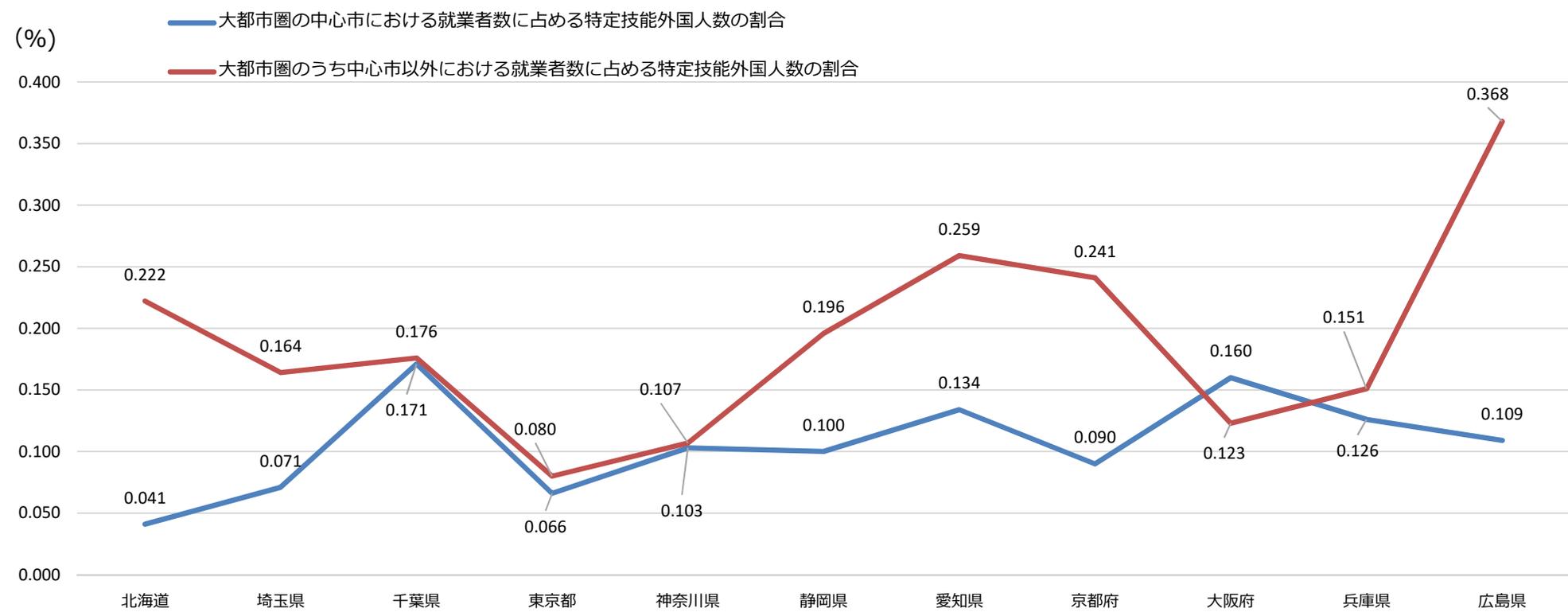
特定技能外国人の日本全国における分布状況②

日本国内における日本人就業者と特定技能外国人の分布の比較

○ 大都市圏（注1）における中心市及び中心市以外の就業者（日本人と外国人を問わない）（注2）に占める特定技能外国人（注3）の割合をそれぞれ比較すると、11都道府県中10都道府県で中心市以外における就業者に占める特定技能外国人の割合が、中心市の割合を上回っている（表3）。

（注1）総務省統計局においては、大都市圏を「広域的な都市区域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市（東京都特別区及び政令指定都市）及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成するもの。」と定義づけている。この点、特定技能外国人の大都市集中の要因としては、一般論としてより高い賃金を求めることと考えられることから、本資料における大都市圏とは「大都市の中心市が所属する都道府県のうち、当該都道府県の最低賃金額の水準が全国の都道府県の上位30%（14位）以内のもの（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県）」とする。
 （注2）総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計（表1-1）
 （注3）出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和4年6月末、速報値）」

（表3）大都市圏における中心市及び中心市以外の就業者数（日本人と外国人を問わない）に占める特定技能外国人数の割合の比較



（注4）小数点第四位以下を四捨五入

特定技能外国人の自己都合による離職状況

- 特定技能外国人の自己都合による離職者数（注1）は、2万8,062人（制度施行から令和5年2月まで）である。
- 特定技能在留外国人数（令和5年2月末時点）に対する割合は19.2%となっており、分野別では「宿泊」（30.4%）、「農業」（24.7%）の順で高い。
- 自己都合による離職後の状況は、帰国（32.2%）が最も多く、次いで特定技能での転職（28.4%）となっている。

（注1）外国人本人の都合により離職したとして届出があったものであり、行方不明等は含まない。

<表1> 分野別の自己都合による離職者数（制度施行から令和5年2月までの延べ人数）（暫定値）

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	全分野
①離職者数 （注2）	2,219	338	5,403	2,157	743	200	18	69	4,374	312	11,054	1,175	28,062
構成比	7.9%	1.2%	19.3%	7.7%	2.7%	0.7%	0.1%	0.3%	15.6%	1.1%	39.4%	4.2%	100.0%
②在留者数 （令和5年2月末）	18,228	2,147	30,953	14,564	5,291	2,006	187	227	17,743	1,843	46,662	6,161	146,012
割合 （①/②）	12.2%	15.7%	17.5%	14.8%	14.0%	10.0%	9.6%	30.4%	24.7%	16.9%	23.7%	19.1%	19.2%

（注2）特定技能所属機関からの地方入管に対する随時の届出の内容（外国人の自己都合を届出事由とするもの）を基に集計した延べ人数

（注3）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

<表2> 自己都合による退職後の状況（暫定値）（注4）

在留状況	人数	構成比
① 帰国	8,785	32.2%
② 特定技能での転職	7,746	28.4%
③ 別の在留資格へ変更	3,947	14.5%
④ 上記のいずれにも非該当（注5）	6,807	25.0%
合計	27,285	100.0%

（注4）自己都合による離職後の在留状況をフォローアップしたもの。届出後の対応により復職した者を除くなどしているため、表1の総数とは一致しない。

（注5）求職活動中、在留資格変更許可申請中などが含まれる。

（注6）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

特定技能外国人の経営都合等による離職状況

- 特定技能外国人の経営都合等による離職者数（注1）は、1,026人（制度施行から令和5年2月まで）である。
- 特定技能在留外国人数146,012人（令和5年2月末時点）に対する割合は0.7%となっており、分野別では「造船・船用工業」（1.7%）、「航空」（1.1%）の順で高い。
- 経営都合等による離職後の状況は、特定技能での転職（56.6%）が最も多く、次いで別の在留資格へ変更（32.0%）となっている。

（注1）経営都合、所属機関に求められる受入れ基準に適合しないことを理由として離職したとして届出があったもの。

<表1> 分野別の経営都合等による離職者数（制度施行から令和5年2月までの延べ人数）（暫定値）

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	全分野
①離職者数 （注2）	16	65	288	25	88	21	2	2	168	16	287	48	1,026
構成比	1.6%	6.3%	28.1%	2.4%	8.6%	2.0%	0.2%	0.2%	16.4%	1.6%	28.0%	4.7%	100.0%
②在留者数 （令和5年2月末）	18,228	2,147	30,953	14,564	5,291	2,006	187	227	17,743	1,843	46,662	6,161	146,012
割合 （①/②）	0.1%	3.0%	0.9%	0.2%	1.7%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.7%

（注2）特定技能所属機関からの地方入管に対する随時の届出の内容（経営都合等を届出事由とするもの）を基に集計した延べ人数

（注3）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

<表2> 経営都合等による退職後の状況（暫定値）（注4）

在留状況	人数	構成比
① 帰国	62	6.1%
② 特定技能での転職	577	56.6%
③ 別の在留資格へ変更	326	32.0%
④ 上記のいずれにも非該当（注5）	55	5.4%
合計	1,020	100.0%

（注4）経営都合等による離職後の在留状況をフォローアップしたもの。届出後の対応により復職した者を除くなどしているため、表1の総数とは一致しない。

（注5）求職活動中、在留資格変更許可申請中などが含まれる。

（注6）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

特定技能 1号外国人の転職状況

- 特定技能1号で在留する者154,864人（令和5年3月末、速報値）のうち、受入れ機関を変更した経験がある者は、全体の9.3%（表1）
- 当該経験者について、その回数をみると、1回が92.3%と最も多く、最多で5回の者もいる（表2）。
- 転職回数について、海外入国者と国内移行者のそれぞれでみても、両者の傾向に大きな違いはない（表2）。

（表1）特定技能1号外国人の転職経験の有無（暫定値）

転職経験（注1）			内訳		経験		海外入国者（注2）		国内移行者（注3）	
なし	140,463人	90.7%	内訳	なし	29,491人	92.2%	110,972人	90.3%		
あり	14,401人	9.3%		あり	2,503人	7.8%	11,898人	9.7%		
総計	154,864人	100.0%		総計	31,994人	100.0%	122,870人	100.0%		

（表2）転職経験者の転職回数の内訳（暫定値）

転職回数（注4）			内訳		回数		海外入国者（注2）		国内移行者（注3）	
1回	13,292人	92.3%	内訳	1回	2,232人	89.2%	11,060人	93.0%		
2回	1,026人	7.1%		2回	239人	9.5%	787人	6.6%		
3回	77人	0.5%		3回	29人	1.2%	48人	0.4%		
4回	4人	0.0%		4回	3人	0.1%	1人	0.0%		
5回	2人	0.0%		5回	0人	-	2人	0.0%		
総計	14,401人	100.0%		総計	2,503人	100.0%	11,898人	100.0%		

（注1）「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への在留資格変更許可を受けた実績の有無

（注2）「特定技能1号」で上陸許可を受けて在留している者

（注3）他の在留資格で在留後に「特定技能1号」への在留資格変更許可を受けて在留している者

（注4）「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への在留資格変更許可を受けた回数

（注5）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

特定技能外国人の雇用契約期間、入職から離職までの期間

1 雇用契約期間（暫定値）

特定技能外国人に係る雇用契約期間

期間	6か月以下	6か月超1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	3年超 (期間の定めなし)	計
人数 (注1)	1,420	114,156	4,511	28,847	2,374	151,308
構成比 (注2)	0.9%	75.4%	3.0%	19.1%	1.6%	100.0%

(注1) 在留資格「特定技能（1号又は2号）」で在留中（令和5年3月末時点）の者（154,875人）のうち、各人の直近の上陸許可、在留資格変更許可又は在留期間更新許可の申請に係る記録情報を基に雇用契約期間を確認し、その人数を集計したもの。ただし、雇用契約期間が確認できない者は除いた。

(注2) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

2 入職から離職までの期間（暫定値）

令和4年中に「自己都合退職」の届出のあった特定技能外国人に関する入職から離職までの期間

期間	6か月以下	6か月超1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	3年超	計
人数 (注3)	5,167	4,436	2,809	359	5	12,776
構成比 (注4)	40.4%	34.7%	22.0%	2.8%	0.0%	100.0%

(注3) 令和4年中に「自己都合退職」を届出事由として、受入れ機関から「特定技能雇用契約終了又は契約の締結に係る届出（法第19の18条第1項第1号）」がされた者（延べ13,214人）について、入職日を当該届出より前の上陸許可日又は在留資格変更許可日とし、離職日を当該届出上の雇用契約終了日として、離職までの期間を算出してその人数を集計したもの。ただし、当該届出に係る受入れ機関と当該上陸許可等に係る受入れ機関の同一性を確認できない者は除いた。

(注4) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

転職後の賃金の増減状況（暫定値）

令和4年中に「自己都合退職」した特定技能外国人に関する転職後の賃金の増減状況

増減状況	減少	増減なし	増加	計
人数 (注1)	1,763	111	3,640	5,514
構成比 (注2)	32.0%	2.0%	66.0%	100.0%

(注1) 令和4年中に受入れ機関から「自己都合退職」を届出事由として「特定技能雇用契約終了又は契約の締結に係る届出（法第19の18条第1項第1号）」がされた者の延べ人数（13,214人）のうち、特定技能制度内での転職をした者（在留資格変更許可を受けた者）について、転職前と転職後の申請時（雇入れ時点）の月額報酬額（契約上の額）を比較し、その人数を集計したもの。ただし、離職後に転職に係る在留資格変更許可を受けていないなど転職前後の報酬額を比較することができない者は除いた。

(注2) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入